

Ⅲ 児童生徒が学習活動で生成 AI を利活用する場面

Ⅰ 基本的な考え方

児童生徒が生成 AI を利活用する場合は、発達の段階や情報活用能力の習得状況を十分踏まえ、生成 AI の利点とリスクを理解させた上で、教育活動の目的や学習内容に応じて適切に活用することを基本とする。

このため、教職員は別紙 2「児童生徒が学習場面で利活用する際のチェック項目」により確認を行い、児童生徒にハルシネーションやバイアスなど、生成 AI の基本的な仕組みや特性を理解させる必要がある。その上で、「生成 AI に全てを委ねず、自ら考え判断する姿勢が身に付くか」「適切な評価を妨げたり、不正行為につながったりしないか」「生成 AI を活用することで思考を深め、学びの質を高められるか」といった観点から、発達段階や学習状況を踏まえて活用の適否を判断することが重要である。

生成 AI は、児童生徒の主体的な学びを支援するための補助的なツールであり、自ら考え、判断し、表現する力を育成することを最優先として利活用するものとする。

2 本ガイドラインの適用範囲

本ガイドラインは、西興部村立小学校及び中学校において、児童生徒が学習活動で生成 AI を利活用する場合並びに教職員が生成 AI を活用して教材等を作成又は提示する場合に適用する。なお、児童生徒が生成 AI サービスを直接利用する場合は、本ガイドラインに定める利用条件を満たすものとする。

3 対象生成 AI

	生成 AI サービス	小学校	中学校
1	ChatGPT 無償版 (アカウントあり)	教職員による紹介・教材提示のみ	1年生:教職員による紹介・教材提示のみ。
2	Gemini 無料版 (アカウントあり)		2年生以上:利用可(保護者の同意が必要)

教育委員会が利用を認めた生成 AI サービス以外を授業等で利用する場合は、利用規約、安全性及び教育的効果等を十分確認した上で、教育委員会と協議するものとする。

<注意事項>※道立学校における生成 AI 利活用ガイドブック【第2版】参照

・主な生成 AI の年齢制限について(令和8年1月現在)

主な生成 Ai	ChatGPT	Gemini
提 供 元	Open AI	Google
料 金	無料 / 有料	無料 / 有料
年齢制限	13 歳以上 18 歳未満は保護者の同意が必要	Google Workspace for Education アカウント(**.ed.jp)でログインして利用する場合にかぎり年齢制限なし 18 歳未満は保護者の同意が必要

4 利用条件

(1) 教育的妥当性

児童生徒の発達段階や情報活用能力の育成状況を踏まえ、生成 AI の利活用が学習指導要領に示す資質・能力の育成につながり、教育活動の目的を達成する上で効果的である場合に限り利用すること。なお、生成 AI を利用すること自体を目的としてはならない。

(2) 利用規約の遵守

利用する生成 AI サービスについては、年齢制限や保護者の同意の要否、利用条件等を確認し、最新の利用規約を遵守すること。

(3) 情報セキュリティ

生成 AI サービスにおいてオプトアウト設定が可能な場合は、入力内容が AI の学習に利用されないよう、当該設定を行った上で利用すること。

(4) 事前学習

各教科等で生成 AI を活用する前に、生成 AI の仕組みや特徴、メリット・デメリット、情報モラル、情報の真偽を確認する方法などについて事前学習を実施すること。

(5) 保護者

児童生徒による生成 AI の利用に当たっては、保護者に利用目的や利用方法等について十分説明し（別紙 5）、必要に応じて同意を得ること。（別紙 6）

5 具体的な利活用場面

生成 AI は、自ら考え、判断し、表現する学習を支援するための補助的なツールであり、児童生徒の主体的な学びを支援するものであり、これに代わるものではない。教職員は、生成 AI の活用が児童生徒の思考力・判断力・表現力等の育成につながるよう、学習の目的や発達段階に応じて適切に活用するものとする。

児童生徒による生成 AI の活用場面としては、①生成 AI について学ぶ場面、②生成 AI の使い方を学ぶ場面、③各教科等の学習活動で活用する場面が考えられる。

なお、小学校段階では、発達の段階を踏まえ、児童が直接生成 AI を利用することについては慎重に判断する必要がある。

教職員が生成 AI との対話例を示しながら、生成 AI の特徴や留意点について学ぶ機会を設けることが望ましい。

以下は、学習場面における利活用が考えられる例及び不適切と考えられる例を示したものであるが、これらはあくまでも一例であるため、その適否については各学校現場の実態に即して適切に判断すること。

<学習場面において利活用が考えられる例、不適切と考えられる例>

◆利活用が考えられる例

・情報モラル教育の一環として、生成 AI が生成する誤りを含む出力を教材に、その性質や限界に 気付く

・生成 AI をめぐる社会的論議について児童生徒が主体的に考え、議論する過程で、その素

材として活用する

- ・グループの考えをまとめる、アイデアを出す活動の途中段階で、一定の議論やまとめをした上で、足りない視点を見つけ議論を深める目的で活用する
- ・探究的な学習において、課題の設定や情報の整理、複数の視点から考察するための補助ツールとして活用する。
- ・英会話の練習相手として活用し、より自然な英語表現や語彙・例文の提案を受けたりする。
- ・外国人児童生徒等の日本語学習や教科学習を支援するために活用する。
- ・生成 AI の利活用方法を学ぶ目的で、自ら作成した文章を生成 AI による改善例と比較し、自分で推敲した過程や結果を提出する。
- ・プログラミングの授業において、児童生徒のアイデアを実現するためのプログラムの制作に活用する。
- ・生成 AI を利活用した問題発見・課題解決能力を積極的に評価する観点から パフォーマンステストを行う。
- ・教科書等の内容を児童生徒それぞれの進度に合わせて理解するために、解説やイメージを出力し、より内容に対する深い理解を生み出す助けとする。

◆不適切と考えられる例

- ・生成 AI 自体の性質やメリット、デメリットに関する学習を十分に行っていないなど、情報モラルを含む情報活用能力が十分育成されていない段階で、自由に使用する。
- ・生成 AI が作成した内容について、自分で内容を確認・修正することなく、そのまま提出する。
各種コンクールの作品やレポート、小論文等について、生成 AI による生成物をほぼそのまま自己の成果物として応募、提出する。
- ・詩や俳句の創作、音楽、美術等の表現、鑑賞など、感性や独創性を発揮させたい場面、初発の感想を求める場面等で安易に使わせる。
- ・テーマに基づき調べる場面などで、教科書等の質の担保された教材を用いる前に安易に利用する。
- ・教職員が専門的な判断に基づき指導・評価すべき場面で、教師の代わりに生成 AI の出力のみに頼る。
- ・定期考査や小テスト等で使わせる
- ・教師が専門性を発揮し、人間的な触れ合いの中で行うべき教育指導を実施せずに、生成 AI のみに相談させる。

6 利活用の際のポイント

児童生徒が生成 AI を安全かつ効果的に利活用できるよう、教職員は次の事項について十分配慮し、適切に指導すること。

(1) 安全性を考慮した適正利用

1人1台端末を用いて児童生徒が生成 AI を利活用する場合、年齢制限をはじめとする利用する生成 AI サービスの利用規約や提供条件を確認し、利活用に当たってのリスクが許容できることを校長及び担当教職員が確認し、その約款・条件を遵守させること。

(2) 情報セキュリティの確保

オプトアウト設定が可能な生成 AI サービスについては、当該設定を講じた上で生成 AI を利活用すること。教師は、児童生徒が入力する内容を確認し、個人情報や機密情報を入力しないよう指導すること。

(3) 個人情報やプライバシー、著作権の保護

児童生徒が生成 AI を利用する際は、氏名や住所、写真などの個人情報を入力させないこと。

生成 AI により作成された文章や画像等については、授業の過程で利用する場合には著作権法上認められる場合があるが、学校ホームページへの掲載や外部コンクールへの応募など、授業の範囲を超えて利用する場合は著作権侵害となる可能性があるため十分留意すること。

(4) 公平性の確保

教職員は、児童生徒がバイアスの存在を理解できるよう指導するとともに、させた上で、生成 AI がそのようなバイアスを含む出力を行う可能性があることを認識させ、生成 AI の回答は複数の信頼できる情報源と照合し、事実確認を行うよう指導すること。

(5) 透明性の確保、関係者への説明責任

教職員は、自身が十分にハルシネーションやバイアス等の生成 AI の特徴を理解した上で、児童生徒がその特性を踏まえて適切に利活用できているかを確認すること。また、生成 AI の利用が認められていない作品募集やレポート等において、生成 AI が作成した内容を自己の成果物として提出することは、不適切な行為又は不正行為となる場合があることを十分指導すること。

生成 AI の利活用に当たっては、児童生徒の主体的な学びや思考力・判断力・表現力等の育成を最優先とし、安全性や情報モラルに十分配慮しながら、教育的効果が高まるよう適切に活用することが重要である。